

福祉

8月は 介護保険の負担割合証と負担限度額認定証の更新月です

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017

新しい『介護保険負担割合証』
を7月上旬に送付します

要介護・要支援認定を受けた人などに交付している『介護保険負担割合証』の有効期限は、7月31日（木）です。新たな負担割合証は、7月上旬以降に送付します。

サービス事業者は、負担割合証で利用者負担の割合を確認します。サービスの利用時には、介護保険の保険証と一緒に負担割合証を提示してください。

『介護保険負担限度額認定証』の更新の時期です

介護保険施設への入所やショートステイの利用にかかる自己負担の上限額（限度額）は、所得に応じて定められています。

『介護保険負担限度額認定証』の有効期限は、7月31日（木）です。7月上旬に、認定更新のための申請書を送付しますので、介護保険課または各支所で更新手続きをしてください。

新規で認定を受けたい人は、介護保険課で申請してください。



▲介護保険負担割合証

福祉

8月は ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者等医療費の 受給資格者証の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

新しい『受給資格者証』を
7月末までに送付します

『受給資格者証』の有効期限は、7月31日（木）です。受給資格の要件には所得制限があるため、前年の所得を審査し、該当する人には7月末までに新しい受給資格者証を送付します。

更新手続きが必要な人は健康課へ
所得情報が必要なのは健康課へ
手続きが必要な人には個別に書類を送付しますので、健康課または各支所で手続きをしてください。

有効期限の切れた資格確認書

8月1日（金）以降、有効期限が切れたら、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。

加入している健康保険が変わったら

受給資格者証の変更届が必要で
す。次のものを持って、健康課または各支所で手続きをしてください。

持ち物

- ・新しい保険情報分かるもの（マイナ保険証、健康保険の資格確認書など）
- ・受給資格者証



お知らせ

次の場合は、道路に関する届け出が必要です

▶問い合わせ 建設港湾課 ☎73-3043
西讃土木事務所 ☎25-5261

一般的な使用を超え、道路の
上下に継続して物件を設けて
道路を使用するとき

道路占有許可申請による道路
管理者の許可が必要です。占有
物件の内容により占用料が必要
になります。

例 電柱、電線、突出看板、上下水
道管、工事用足場、仮囲い など

道路管理者以外が
道路に関する工事を行うとき

道路工事承認申請は、道路管
理者の承認が必要です。通行の
安全確保など条件によっては承
認できない場合がありますので、事
前にご確認ください。

※工事に関する一切の費用は、
申請者の負担となります。

出入り口のための歩道の切り下
げ、ガードレールなど交通安全
施設の設置・撤去・移設工事、
舗装や側溝などの修復および
新設工事 など

道路の通行を禁止・制限するとき

次の場合、道路の通行禁止・
通行制限申請による届け出が必
要です。

- ・道路管理者の承認を受けて
実施する工事
- ・所轄警察署長から道路使用
許可証の交付を受けたとき
など

健康

8月は 後期高齢者医療資格確認書の更新月です

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

新しい『後期高齢者医療資格確認書』を
7月中旬に送付します

『被保険者証』または『資格確認書』の有効期限は、7月31日（木）です。新たな資格確認書は、7月中旬以降に送付します。7月末までに資格確認書が届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

※住所以外への送付を希望する人は、事前に近くの郵便局で転送の届け出をしてください。

資格確認書を受け取ったら

記載内容に間違いがないかを確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康課へ申し出てください。

有効期限の切れた
被保険者証または資格確認書

8月1日（金）以降、有効期限が切れたら、健康課または各支所に返還するか、各自で破棄してください。



▲新しい資格確認書は、
両端にピンク色のライン入り

『マイナ保険証』および『資格確認書』
をご利用ください

昨年12月2日以降、被保険者証の新規発行は廃止されたため、医療機関を受診する場合などは、次のいずれかをご利用ください。

利用できるもの

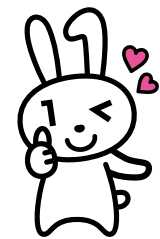
- ・マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）
- ・後期高齢者医療資格確認書

『限度額適用認定証』および
『限度額適用標準負担額減額認定証』
の新規発行はありません

昨年12月2日以降、『限度額適用認定証』および『限度額適用標準負担額減額認定証』の新規発行は廃止されました。

既に限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証が交付されている人には、限度区分を併記した資格確認書を送付します。

新たに限度区分の記載を希望する場合は、健康課で申請してください。



健康

75歳・80歳の人 後期高齢者医療制度で歯科健診が無料で受けられます

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

『オーラルフレイル』とは

歯や口に関する『ささいな衰え』を放置することで、口の機能低下や食べる機能の障がい、さらには心身の低下につながる状態のことです。フレイル※の前段階であるため、まずは自身の口に関心を持ち、予防することが大切です。

歯科健診を受けましょう

歯科健診は、
歯の本数や状態、
歯周病のチェッ
クだけでなく、
かむ力や飲み込
む機能など口腔機能の状態も調べます。口の状態を知ることにより、自身の健康状態を知ることになります。

75歳・80歳の人には後期高齢者医療制度で、歯科健診が無料で受けられます。対象者には、広域連合から受診券を送付しますので、必ず受診しましょう。

対象

- ・75歳（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ）
- ・80歳（昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれ）

受診期限
令和8年2月28日（土）まで



※フレイル…年齢とともに筋力や心身の活力が低下している状態で、「健康」と「要介護」の間の段階